

共通仕様書土木工事編〔平成24年10月1日〕一部改正概要
(平成25年10月1日改正)

事項	内 容
全般	<p>○東北地方整備局の共通仕様書に規定されていて、本県の共通仕様書に規定されていないものを追記。</p> <p>○本県の仕様書に記載されている、適用すべき諸基準の示方書や指針等の改正年度及び基準書名を更新・追加。</p> <p>○その他、各示方書等の改正に合わせ、文言等の整理及び修正。</p>
I 第1編第1章第1節総則 1-1-2 用語の定義 17	○工事現場の緊急時における伝達すべき事項の方法が記載されていなかったため、用語の定義に「連絡」を規定。
第1編第1章第1節総則 1-1-2 用語の定義 28	○工事着手の条件に工場製作を含めるため、文言を修正。
第1編第1章第1節総則 1-1-37 環境対策 6・7	○排出ガス対策型建設機械について、国土交通省の「排出ガス対策の取扱いについて」を反映し、文言及び表1-1・1-2を修正。
第1編第1章第1節総則 1-1-39 交通安全管理 14	○建設機械や資材等の運搬について、車両制限令に基づく記載だけではなく、道路交通法施行令にも基づくよう文言を追記。
第1編第1章第1節総則 1-1-45 不可抗力による損害 2(4)	○河川沿いの施設について、「河川の警戒水位以上の出水により発生した場合」から「河川のはん濫注意水位以上の出水により発生した場合」に文言を修正。
第1編第1章第1節総則 1-1-47 保険の付保及び事故の補償 3	○「中小企業退職金共済法」から「厚生年金保険法」に適用法令を修正。
第1編第2章 土工第2節 適用すべき諸基準	<p>○日本道路協会 道路土工施工指針(昭和61年11月)について、内容が日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)に組み込まれたため削除。</p> <p>○日本道路協会 道路土工土質調査指針(昭和61年11月)について、内容が日本道路協会 道路土工要綱(平成21年6月)に組み込まれたため削除。</p>

事項	内 容
第 1 編第 2 章 土工 第 4 節 道路土工 2-4-1 一般事項 3	○道路土工の盛土工に関して、道路土工盛土工指針の改正に伴い、構造物取付け部における裏込めや埋戻し等について追記。また、構造物取付け部の範囲については、道路橋示方書及び盛土工指針で全ての構造物取付け部を網羅していないため、「参考とする」と文言を追記。
第 1 編第 3 章 無筋鉄筋コンクリート 第 3 節ディミット コンクリート 3-3-2 工場の選定	【工場選定 1】 ○工場の選定に関する条項であるため、製品に関する文言を削除。 ・「JIS A 5308 レディーミクストコンクリート」 【工場選定 2】 ○工場選定 1 の文書と整合を図るため、工業標準化法に関する文言を追記。
第 1 編第 3 章 無筋鉄筋コンクリート 第 6 節運搬打設 3-6-4 打設	○JIS A 5308 の改正により、コンクリートの運搬時間に関することを明確にするため、文言を修正。
第 1 編第 3 章 無筋鉄筋コンクリート 第 6 節運搬打設 3-6-6 沈下ひび割れの防止	○コンクリート標準示方書（2007）整合を図るため、沈下ひび割れの修復にあたっての再振動に関する文言を追記。
第 1 編第 3 章 無筋鉄筋コンクリート 第 7 節鉄筋工 3-7-4 組立て	○鉄筋のかぶりを保つスペーサーの個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認をうけるよう文言を追記。
第 1 編第 3 章 無筋鉄筋コンクリート 第 7 節 鉄筋工 3-7-5 継手	○鉄筋の重ね継手について、エポキシ系樹脂塗装鉄筋を使用する際の注意点に関する文言を追記。
第 1 編第 3 章 無筋鉄筋コンクリート 第 7 節 鉄筋工 3-7-6 ガス圧接	○鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事の改正により、突合わせた圧接面と周辺の間隙を 2mm 以下にするよう文言を修正。また、今回の改正により、以下の文言を削除。 ・SD490 以外の鉄筋を圧接する場合：すき間 3mm 以下 ・SD490 の鉄筋を圧接する場合：すき間 2mm 以下 ・SD490 以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合：すき間 2mm 以下

事項	内 容
第 2 編第 1 章 一般事項第 2 節 工事材料の品質 及び確認 7	○海外の建設資材の品質証明について、受注者が実施すべき内容を主とした文言に修正。また、「海外建設資材品質審査・証明 対象資材」の表を追加。
第 2 編第 2 章 土木工事材料 第 12 節道路標 識及び区画線 2-12-2 区画線	○JIS K 5665（路面標示用塗料）に第 1 種から第 3 種の規格が含まれていることから、「1 種（トラフィック° イト常温）」、「2 種（トラフィック° イト加熱）」、「第 3 種（トラフィック° イト溶融）」の文言を削除。
第 3 編第 1 章 一般施工第 3 節 共通の工種 1-3-14 桁製作 工 1(9)②③⑤	<p>【溶接工上の注意②】</p> <p>○道路橋示方書との整合を図るため、エンドタブは部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するよう追記。</p> <p>【溶接工上の注意③】</p> <p>○道路橋示方書との整合を図るため、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接の施工において、原則裏はつりを行うよう文言を追加。</p> <p>【溶接工上の注意⑤】</p> <p>○道路橋示方書との整合を図るため、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けるよう文言を追加。</p>
第 3 編第 1 章 一般施工第 3 節 共通の工種 1-3-14 桁製作 工 1(11) ⑥	○道路橋示方書との整合を図るため、外部きず検査、内部きず検査、放射線透過試験、超音波自動探傷試験についての文言を追加。
第 3 編第 1 章 一般施工第 4 節 基礎工 1-4-4 既製杭工 2・3	○既製杭工の工法について、道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編：平成 24 年 3 月）と整合を図るため、鋼管ソイルセメント杭工法、回転杭工法について追記。
第 3 編第 1 章 一般施工第 4 節 基礎工 1-4-5 場所打杭工 13	○鉄筋かごの組立てについて、道路橋示方書・同解説（Ⅳ 下部構造編：平成 24 年 3 月）と整合を図るため、形状保持などのための溶接は行ってはならないよう文言を修正。

事項	内 容
第 3 編第 1 章 一般施工第 4 節 基礎工 1-4-6 深礎工 8	○鉄筋かご組立てについて、第 6 項に統合したことから、文言を削除。
第 4 編第 1 章 道路改良第 7 節 加バ ト工 1-7-1 一般事項	○本仕様書の橋梁下部、コンクリート上部の記載内容と整合を図るため、コンクリート構造物非破壊試験についての文言を追加。
第 4 編第 4 章 鋼橋上部第 4 節 鋼 橋 架 設 工 4-4-11 現場継手工	○無機ジンクリッチペイントを接触面に塗装する場合のすべり係数（表）を追加。
第 4 編第 5 章 コンクリート橋上部 第 4 節 PC 橋工 5-4-2 プレテンション桁製作工(購入工)	○道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート橋編：平成 24 年 3 月）と整合を図るため、コンクリートの圧縮強度を修正。 ・「35N/mm ² →30N/mm ² 」
第 4 編第 5 章 コンクリート橋上部 第 4 節 PC 橋工 5-4-3 4 ホ ステンション桁製作工	○道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート橋編：平成 24 年 3 月）と整合を図るため、④グラウトの材齢 28 日の圧縮強度を修正。 ・「20N/mm ² →30N/mm ² 」 ○道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート橋編：平成 24 年 3 月）と整合を図るため、⑤の文言を修正。 ・「グラウトは膨張率が 0.5%以下の配合・・・」 →「グラウトの堆積変化率は±0.5%の範囲内・・・」 ○道路橋示方書・同解説（Ⅲ コンクリート橋編：平成 24 年 3 月）と整合を図るため、⑥の文言を修正。 ・「グラウトのブリーディング率は 0.0%以下・・・」 →「グラウトのブリーディング率は 24 時間後 0.0%・・・」

事項	内 容
II 土木工事施工管理基準及び規格値 5.管理項目及び方法（2）	<p>○出来形管理の測定回数を明確にするため、文言を追記。</p> <p>※東北地方整備局の共通仕様書に準拠し、文言の修正・追記。 （特に大幅な改正はなし）</p>
出来型管理	<p>※東北地方整備局の共通仕様書に準拠し、文言の修正・追記。 （特に大幅な改正はなし）</p>
品質管理 1 セメントコンクリート （転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く 種別：製造 （プラント）	<p>○骨材の密度及び吸水率試験の摘要欄に適用基準「JIS A 5011-4、JIS A 5021」の文言を追記。</p> <p>○骨材の微粒分量試験の試験方法欄に適用基準「JIS A 5308」を追記。また、JIS A 5005 及び JIS A 5308 の改正に伴い、規格値欄の文言を修正。</p> <p>○ミキサの練混ぜ性能試験の試験方法の文言を修正。 ・「JIS A8603→JIS A 8603-1、JIS A 8603-2」 また、摘要欄に小規模工種の考え方を追記。</p>
種別：施工	<p>○塩化物総量規制の摘要欄に小規模工種の考え方を追記。</p> <p>○スランプ試験の規格値欄について、許容差はスランプによって決まるものであるため、「コンクリート舗装の場合、道路橋床版の場合はスランプを 8cm を標準とする」という文言を削除。また、スランプ試験の摘要欄に小規模工種の考え方を追記。</p> <p>○空気量測定の摘要欄に小規模工種の考え方を追記。</p> <p>○コンクリートの曲げ強度試験について、「コンクリート舗装の場合必須」であることを追記。</p> <p>○ひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査の摘要欄の対象構造物にプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としないよう文言を追記。</p>

事項	内 容
2. ガス圧接 種別：施工前試験	○適用基準書（鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事）の改正に伴い、外観検査の規格値に文言を追加。 ・「⑤折れ曲がりの角度が2°以下」 ・「⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない」 ・「⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない」 ○適用基準書（鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事）の改正に伴い、外観検査の摘要欄（1）・（2）に文言を追記。 ・「 <u>直径19mm以上の鉄筋</u> またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合」
4. 下層路盤 種別：施工	○適用基準の改正により、現場密度の測定の試験方法欄に砂置換法（JIS A 1214）に係る文言を追記。
5. 上層路盤 種別：施工	○適用基準の改正により、現場密度の測定の試験方法欄に砂置換法（JIS A 1214）に係る文言を追記。
8. アスファルト舗装 種別：材料	○舗装施工便覧（平成18年2月）と整合を図るため、フィラーの剥離抵抗性試験の規格値欄の文言を修正。 ・「4%以下→3%以下」 ○引火点試験の試験方法欄の文言を修正 ・「JIS k 2265→JIS k 2265-1、JIS k 2265-2、JIS k 2265-3、JIS k 2265-4」
種別：プラント	○試験項目（3項目）をその他に追加。 ・「水浸ホイールトラッキング試験、ホイールトラッキング試験、ラベリング試験」
9. 転圧コンクリート 種別：材料	○JIS A5005、JIS A 5308の改正に伴い、その他の試験項目に「骨材の微粒分量試験」を追加。 ○モルタルの圧縮強度による砂の試験の試験方法欄の文言を修正。 ・「JIS A 5308の付属書3→JIS A 1142」 ○骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験の試験方法欄の文言を修正。 ・「JIS A 5308の付属書3→JIS A 1141」

事項	内 容
種別：製造	<p>○ミキサの練混ぜ性能試験の試験方法欄の文言を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JIS A 8603→JIS A 8603-1、JIS A 8603-2」
<p>10.グー-スファルト 舗装</p> <p>種別：材料</p>	<p>○引火点試験の試験方法欄の文言を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「JIS k 2265→JIS k 2265-1、JIS k 2265-2、JIS k 2265-3、JIS k 2265-4」
<p>11.路床安定処 理工</p> <p>種別：施工</p>	<p>○適用基準の改正に伴い、現場密度の測定の試験方法、試験基準欄の文言を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験方法 <ul style="list-style-type: none"> ・「JIS A 1214→砂置換法（JIS A 1214）」 ・「舗装調査・試験法便覧 [4] 185→突砂法（舗装調査・試験法便 [4] 185）」 ・試験基準値（文言追記） ・「1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。」
種別：施工	<p>○適用基準の改正に伴い、含水比試験の試験基準欄の文言を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「降雨後または含水比の変化が認められるとき→500m³につき1回の割合で行う。ただし、1500m³未満の工事は1工事当たり3回以上」 <p>○適用基準の改正に伴い、現場密度の測定の試験方法、試験基準欄の文言を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験方法 <ul style="list-style-type: none"> ・「JIS A 1214→砂置換法（JIS A 1214）」 ・「舗装調査・試験法便覧 [4] 185→突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4] 185 突砂法）」 ・試験基準値（文言追記） <ul style="list-style-type: none"> ・「1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。」

事項	内 容
12.表層安定処理工表層混合処理 種別：施工	○適用基準の改正に伴い、含水比試験の試験基準欄の文言を修正。 ・「降雨後または含水比の変化が認められるとき→500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上」
15.補強土壁工 種別：施工	○適用基準の改正に伴い、現場密度の測定の試験方法、規格値、試験基準欄の文言を修正。
16.吹付工 種別：材料	○骨材の密度及び吸水率試験の摘用欄に摘要基準「JIS A 5011-4」・「JIS A 5021」の文言を追記。 ○骨材の微粒分量試験の試験方法欄に適用基準「JIS A 5308」を追記。また、JIS A 5005 及び JIS A 5308 の改正に伴い、規格値欄の文言を修正。
種別：製造（プラント）	○ミキサの練混ぜ性能試験の試験方法の文言を修正。 ・「JIS A8603→JIS A 8603-1、JIS A 8603-2」 また、摘要欄に小規模工種の考え方を追記。
種別：施工	○塩化物総量規制、スランプ試験、コンクリートの圧縮強度試験、空気量測定の摘要欄に小規模工種の考え方を追記。
17.現場吹付法 種別：材料	○骨材の微粒分量試験の試験方法に適用基準「JIS A 5308」を追記。また、JIS A 5005 及び JIS A 5308 の改正に伴い、規格値欄の文言を修正。
種別：製造	○ミキサの練混ぜ性能試験の試験方法欄の文言を修正。 「JIS A8603→JIS A 8603-1、JIS A 8603-2」 また、摘要欄に小規模工種の考え方を追記。
種別：施工	○スランプ試験、コンクリートの圧縮強度試験の摘要欄に小規模工種の考え方を追記。
	○塩化物総量規制、空気量測定の摘要欄に小規模工種の考え方を追記。

事項	内 容
18.河川・海岸土工 工種：施工	○適用基準の改正により、現場密度の測定の試験方法、規格値、試験基準欄の文言を修正。
19.砂防土工 種別：施工	○適用基準の改正により、現場密度の測定の試験方法欄の文言を修正。 ・「JIS A 1214→砂置換法（JIS A 1214）」 ・「舗装調査・試験法便覧 [4] 185→舗装調査・試験法便覧 [4] 185 突砂法」
20.道路土工 種別：施工	○適用基準の改正により、現場密度の測定の試験方法、規格値、試験基準、含水比試験、コーン指数の測定の試験基準欄の文言を修正。
22.コンクリートダム 種別：材料	○骨材の密度及び吸水率試験の摘要欄に係る JIS 規格を追記。
種別：施工	○塩化物総量規制、スランプ試験、空気量測定の摘要に小規模工種の考え方を追記。
23.覆工コンクリート (NATM) 種別：材料	○骨材の微粒分量試験の試験方法に適要基準「JIS A 5308」を追記。また、JIS A 5005 及び JIS A 5308 の改正に伴い、規格値欄の文言を修正。
種別：製造	○ミキサの練混ぜ性能試験の試験方法の文言を修正。 ・「JIS A8603→JIS A 8603-1、JIS A 8603-2」 また、覆工コンクリートは小規模工種の対象外であることから、摘要欄の小規模工種に関する文言を削除。
種別：施工	○覆工コンクリートは小規模工種の対象外であることから、スランプ試験、コンクリートの圧縮強度試験、塩化物総量規制、空気量測定の摘要欄から小規模工種に関する文言を削除。
種別：施工後試験	○試験項目にひび割れ調査を追加。 また、テストハンマーによる強度試験の規格値及び試験基準値、コアによる強度試験の規格値を修正。

事項	内 容
24.吹付コンクリート (NATM) 種別：製造（ﾌﾟﾗﾝﾄ）	○ミキサの練混ぜ性能試験の試験方法の文言を修正。 ・「JIS A8603→JIS A 8603-1、JIS A 8603-2」 また、吹付コンクリートは小規模工種の対象外であることから、摘要欄の小規模工種に関する文言を削除。
種別：施工	○吹付コンクリートは小規模工種の対象外であることから、塩化物総量規制、コンクリートの圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の摘要欄から小規模工種に関する文言を削除。
25.ロックボルト (NATM) 種別：施工	○適用基準の改正に伴い、ロックボルトの引抜き試験の規格値欄の文言を修正。 ・「引抜き耐力の80%程度以上→設計図書による」
26.路上路盤再生工 種別：施工	○適用基準の改正に伴い、現場密度の測定の試験方法欄に砂置換法（JIS A 1214）を追記。また、試験頻度と試験の個数を明確化にするため、試験基準欄の文言を修正。
27.路上表層再生工 種別：施工	○試験頻度と試験の個数を明確化にするため、試験基準欄の文言を修正。
28.排水性舗装工・透水性舗装工 種別：施工	○適用基準の改正に伴い、引火点試験の試験方法欄の文言を修正。 ・「JIS k 2265→JIS k 2265-1、JIS k 2265-2、JIS k 2265-3、JIS k 2265-4」
種別：プラント	○試験項目（1項目）をその他に追加。 ・「水浸ホイールトラッキング試験」
種別：舗装現場	○試験頻度と試験の個数を明確化にするため、試験基準欄の文言を修正。

事項	内 容
30.溶接工 種別：施工	<ul style="list-style-type: none"> ○適用基準の改正に伴い、非破壊試験（開先溶接）の試験方法欄の文言を修正。また、摘要欄に非破壊試験に係る文言を追記。 ○適用基準の改正に伴い、引張試験（スタッド溶接）の規格値欄の文言を修正。 ○突合せ継手の内部欠陥に対する検査の試験方法に「JIS Z 3060」の文言を追記。また、適用基準の改正に伴い、規格値、試験基準、摘要欄の文言を修正。 ○試験項目に「外観形状検査（割れ）」を追加。 ○適用基準の改正に伴い、外観形状検査（余盛高さ）の規格値を修正。 ○適用基準の改正に伴い、外観形状検査（アンダーカット）の規格値の文言を修正。また、試験基準、摘要欄に文言を記載。 ○適用基準の改正に伴い、外観検査（オーバーラップ）の試験基準欄に文言を記載。 ○適用基準の改正に伴い、外観形状検査（ビート表面の凸凹）の試験基準欄に文言を記載。
	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の品質管理基準についても、東北地方整備局の共通仕様書に準拠し、文言を修正。
写真管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタルカメラの使用を主とした基準に改正。 また、フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）を別途定めた。
8.アスファルト舗装(プラント)	<ul style="list-style-type: none"> ○品質管理基準の改正に伴い、撮影項目に「水浸ホイルトラック試験」、「ホイルトラック試験」、「ラベリング試験」を追加。
10.グー-スアスファルト舗装(プラント)	<ul style="list-style-type: none"> ○品質管理基準との整合を図るため、グー-スアスファルト舗装工（舗設現場）の温度測定を追加。
28.排水性舗装工(プラント)	<ul style="list-style-type: none"> ○品質管理基準との整合を図るため、撮影項目に「水浸ホイルトラック試験」、「ホイルトラック試験」、「ラベリング試験」を追加。
	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の写真管理基準についても、東北地方整備局の共通仕様書に準拠し、文言を修正。